

第三次千曲市地域福祉計画 計画期間変更について

【理由】

第三次千曲市地域福祉計画（現行）は社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、市総合計画を上位計画とする保健福祉分野での行政計画として、地域住民が共に支え助け合う地域共生社会の実現を目指して策定されている。

しかしながら、総合計画の 1 年前に策定する計画年度となっていることから、次期総合計画との整合を図り、策定作業を進めるため、下記のとおり計画を変更したい。

【計画期間変更の内容】

①次期計画の期間

現行計画は令和 3～7 年度であるため、次期計画は令和 8～12 年度の予定であったが、令和 8 年度に策定される次期総合計画（令和 9～13 年度）との整合を図るため令和 9～13 年度としたい。

②現行計画の延長

現行計画の計画期間が終了する令和 7 年度末から次期計画の計画期間が開始となる令和 8 年度当初（予定）までの間（1 年間）は現行計画を延長したい。

	令和（年度）											
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
千曲市総合計画 （計画期間 5 年）		現 行					次 期					
千曲市地域福祉計画 （計画期間 5 年）	現 行					② 延長	①	次 期				

【変更部分の内容】

- 第三次千曲市地域福祉計画の期間 令和 3 年度～令和 8 年度（6 年間）
関連計画の計画期間の追記
- 計画の進行管理と評価＜計画推進に向けた取り組み＞
令和 8 年度の追記